

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

一 主幹教諭を置く小学校等の運営体制の整備について特別の配慮を必要とする事情のある場合における教

職員の数の加算に係る算定方法を定めること。（第五条関係）

二 この政令は、平成二十年四月一日から施行すること。（附則関係）